

特記仕様書（案）

特記仕様書（１）

本特記仕様書は、令和８年度 東横堀川外１公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託に適用する。

１．業務背景

大阪では、「水と光の首都大阪の実現」に向け、府・市・経済界一丸となった水都大阪の魅力向上のため、堂島川・土佐堀川・木津川・道頓堀川・東横堀川からなる口の字の水の回廊を対象に、船が行き交い、多くの人が集い憩える水辺をめざした取組を進めている。また、令和８年７月には大阪府市共通で「大阪都市魅力創造戦略 2030」を策定し、誰もが訪れたい世界に通じる多彩な魅力あふれる都市をめざした施策として、水の回廊のさらなる活性化を位置づけている。

本業務の対象である東横堀川は、大阪を代表する繁華街である「ミナミ」の中心を流れる道頓堀川と金融・経済の中心である北浜を流れる土佐堀川を南北につなぐ、水都大阪にとって重要な河川となっている。また、大阪を代表する観光拠点である大阪城が近くにあるなど、都心部における貴重な水辺空間である。

本市では、東横堀川において護岸の改修（最新の耐震基準を満足するための護岸構造に改修し、安全性の確保する整備と、東横堀川水門と道頓堀川水門の完成により可能となった既設護岸を切り下げ、親水性を図る整備）を実施しており、護岸の改修によって拡がる沿川建物と護岸との間を活用し、現状の閉鎖的な空間から、日常的に人々が集い行き交う水辺空間となることをめざしている。

過年度には、地域でのワークショップや民間事業者へのサウンディング等を実施し、有識者・行政で構成される「東横堀川等水辺空間のあり方検討会」での議論を踏まえ、「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」を策定している。東横堀川の水辺において、良好な環境を維持しつつ魅力的なパブリック空間を創出し、川を活かした持続的な市民活動及び事業活動の活性化によるまちづくりをめざし、公民が協議しながら、エリア全体の価値向上を図るための未来ビジョンを策定することを目的とした「東横堀川水辺プラットフォーム検討会」が令和５年２月に発足し、令和８年３月に公民連携の上「東横堀川未来ビジョン」を策定した。また、同年４月には、東横堀川未来ビジョン「ひらく つなぐ 東横堀川」の実現に向けて、公民連携で持続的に取り組みを進めるために「東横堀川水辺プラットフォーム検討会」を「東横堀川水辺プラットフォーム」として再構築した。

今後はモデル（先行整備）区間である本町橋～農人橋区間について水辺整備に向けた合意形成や公民連携スキームの検討を進め、北エリア（葎屋橋～農人橋区間）整備計画の検

討が必要となる。

2. 業務目的

東横堀川において進められている遊歩道整備は、モデル区間（本町橋～農人橋区間）の両岸が令和9年に完成予定であり、供用開始に向けた事業スキーム及び水辺の利活用ルールの検討・整理を行う必要がある。

また、令和8年度より葭屋橋～高麗橋区間の耐震護岸整備が開始されることから、耐震護岸整備と連携した遊歩道の整備計画の検討が求められている。加えて、葭屋橋では橋梁事業で橋台整備の検討が進められているため、整備計画の検討にあたり関連事業との連携を図る必要がある。さらに、令和8年4月には、地域関係者、有識者及び行政等で構成する「東横堀川水辺プラットフォーム」が発足し、公民連携による水辺整備及び管理運営の推進が今後、より一層重要となっている。

本業務は、「東横堀川等の水辺の魅力空間づくり基本方針」、「東横堀川未来ビジョン」及び「東横堀川水辺空間デザイン指針（案）」に基づき、東横堀川が目指す水辺空間の実現に向けて、「東横堀川水辺プラットフォーム」における意見交換、海外先進事例調査による先進的な水辺の整備・管理運営に関する知見の収集、社会実験による課題検証を行い、その結果をもとに、水辺整備の設計検討や公民連携体制の構築に向けた事業スキーム及び水辺の利活用ルールについて検討するものである。

3. 業務対象範囲

東横堀川（葭屋橋～上大和橋間：中央区北浜1丁目2～中央区瓦屋町3丁目10）

道頓堀川（上大和橋～日本橋間：中央区道頓堀1丁目東5～中央区島之内2丁目3）

4. 配置技術者

受注者は、特記仕様書（3）の業務内容に記載されている業務を適切に履行できる人員を配置しなければならない。

4. 1 管理技術者

管理技術者は、下記ア～エの資格のうちいずれか一つに該当する者とする。

ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. 建設コンサルタント技術管理者認定制度により、国土交通大臣（旧建設大臣）

に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有すると認定された者。

エ. RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、登録を受けている者。

4. 2 照査技術者

照査技術者は、下記ア～エのうちいずれか一つに該当する者とする。

ア. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

イ. 技術士法による第二次試験のうち技術部門を総合技術監理部門（選択科目を「建設－都市及び地方計画」とするものに限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者。

ウ. 国土交通大臣（旧建設大臣）に上記ア・イと同程度の知識及び技術を有すると認定されている者。

エ. RCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有し、登録を受けている者。

4. 3 配置技術者の実績要件

担当技術者については、担当技術者 1・担当技術者 2 の 2 名以上を配置すること。

また、管理技術者は、平成 28 年度以降に、次に示す「規定業務」について、元請の技術者として従事した実績を有すること。

【規定業務】

公民（官民）連携まちづくりに関する検討業務

5. 照査

照査技術者により照査を行う。照査技術者は照査計画書を作成し、照査に関する事項を定めなければならない。また、業務の完了に伴い、照査結果を照査報告書として取りまとめ、提出すること。

特記仕様書（２）

1. 適用

本業務は、各特記仕様書及び大阪市建設局作成による以下の仕様書に基づき、実施しなければならない。

- ・業務委託共通仕様書（平成 28 年 9 月）＜令和 5 年 9 月 1 日以降発注分より適用＞
【業務委託共通仕様書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000513447.html>

2. 歩掛適用年月について

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書（令和 8 年度版：国土交通省監修）を適用している。

- 【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>

3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価については、国土交通省より令和 8 年 2 月 17 日付で示された「令和 8 年度 設計業務委託等技術者単価」を適用している。

4. 成果品

本業務の成果品は、委託期限内においても直ちに河川事業の遂行に使用することがあるため、監督職員の指示があった場合は随時提出するものとし、その使用权は本市が有するものとする。

成果品の内容については、次の通りとする。なお、その過程において検討した資料は、全て成果品の一部とすること。また、作成した図面等については、電子データにより提出することとし、ファイルのフォーマット等については、監督職員と協議すること。

成果品の提出物は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 報告書（A4 判金文字黒表紙パイプファイル式） | 2 部 |
| ② 電子データ（CD-R） | 2 部 |

5. その他

- （１）受注者は、本業務で知り得た内容を他に漏洩してはならない。
- （２）成果品の提出においては、監督職員と綿密に打合せや連絡調整を行うこと。

(3) 本業務の事前検討を過年度に実施しているため、関連する次の資料を本市より貸与する。

- ・令和6年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託
- ・令和7年度 東横堀川外1公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託

【一部】

(4) 電子データについては、成果品提出時に必ずウイルスチェックを行うこと。

(5) 不適正契約事案発生防止対策について、発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の建設局総務部総務課（連絡先：06-6615-6436）に報告しなければならない。

(6) 個人情報の取扱いについては、発注者個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(7) 本業務遂行に当たり、疑義が生じた場合は、その都度監督職員と協議し、その内容を確認した上で業務を遂行しなければならない。

特記仕様書（３）

1. 第１号業務 調査検討業務①

1. 1 設計計画

業務を行うにあたり、業務の目的と内容を十分に把握し、業務手順や業務遂行に必要な事項を整理の上、業務計画書を作成する。

1. 2 現地踏査

業務の実施に先立ち、業務対象範囲の現況を把握するために、現地踏査を行う。社会実験の企画、北エリア（葭屋橋～農人橋区間）整備計画等の検討において必要な現地状況を確認・把握する。

1. 3 北エリア（葭屋橋～農人橋区間）における整備計画の検討

今後、東横堀川の北エリア（葭屋橋～農人橋区間）にて耐震護岸及び遊歩道の整備を進めるためのアクションプランとして、東横堀川北エリア整備計画（仮称）を検討する。検討に当たっては、東横堀川における公民連携組織である東横堀川水辺プラットフォームでの議論を交えながら行う。

（１）敷地分析と課題整理

過去の整備経緯、上位計画、自然的、社会的、人文的条件の整理、既存施設に関する整理、整備・維持管理・利活用に関するニーズについて、現状を把握する。

現状整理を踏まえ東横堀川の歴史性、利用面、生物の生息空間、維持管理等の多様な観点から敷地特性を分析し、今後の整備に向けた課題を整理する。

（２）耐震護岸構造の検討条件の整理

今後、耐震護岸の整備が予定されている区間において、親水性の高い遊歩道の整備を想定して、耐震護岸の平面計画、断面計画を検討する。過年度の耐震護岸構造設計成果に基づき、護岸断面構造への影響を定性的に確認する。

（３）阪神高速道路排水施設の整備計画の検討

遊歩道に設置する阪神高速道路排水施設の配置計画を検討する。

（４）整備方針の検討

北エリアの全体方針、橋間ごとのゾーン計画として、以下の各項目に関する方針を検討する。検討に当たっては、東横堀川の歴史性、利用面、生物の生息空間、持続的な管理運営等の多様な観点を踏まえること。

1) 全体方針

A) 管理運営スキーム

① ステップ毎のスキーム (占有主体/運営主体)	② 収支計画	③ 手続き フロー
④ 占用料	⑤ 運営対象範囲の設定方針	

B) 維持管理

① 維持管理項目	② 行政内役割分担(河川・公園・道路)
③ 公民役割分担	

C) ゾーン計画

① 各ゾーン活用方針（ゾーンごとの活用形態・拠点設定等）

D) 利活用ルール

① 遊歩道（地先・イベント）	② テラス
③ 水面	④ 橋下
⑤ 公園	

※本町橋～農人橋区間については令和9年度末までに利活用ルールを詳細に決定することを想定。

E) 動線計画

① 主要動線計画 (階段改修・橋下動線の設定)	② バリアフリー動線設定
----------------------------	--------------

F) 遊歩道整備方針

① 遊歩道高設定方針	② 遊歩道空間構成方針 (滞留・通行・活用エリアの設定)
③ 夜間照明方針	

G) 沿川建築ガイドライン

H) 景観形成、事業制度

I) サイン計画

① 発信内容	② デザイン
③ 配置計画	

2) ゾーン計画（各ゾーンごと）

A) 運営体制構築

B) 遊歩道（地先活用・イベント活用・滞留）

C) テラス

D) 水面

E) 橋下・橋詰

F) 拠点施設

G) 公園

H) 動線計画

① 階段改修計画	② 橋下接統計画
----------	----------

I) 遊歩道断面計画

① 遊歩道高さ（民地接統方針）	② 水面への階段
-----------------	----------

J) 遊歩道整備計画

① 空間構成	② 緑の配置計画
③ 設備計画	④ サイン計画
⑤ その他	

K) 橋詰広場整備計画

L) 夜間景観

(5) 北エリア検討図の作成

1) 北エリア検討図（3D モデル）の作成

北エリアの整備方針検討に当たり、北エリアの全体像が分かる図面を 3D モデルにて作成すること。

2) 北エリア全体像の模型作成

1) にて作成した図面をもとに北エリアの全体像が分かる模型（1/200～1/300 程度）と遊歩道～水面の断面がわかる模型（1/30～1/100 程度）を作成すること。

(6) 民間活力導入方針の検討

SUIMON HOTEL の事業化、東横堀川水門管理棟の 1 階活用等に関する方針、水面の民間活用に関する方針、民間活力導入時に必要となるインフラ整備、スキーム、行政と民間の役割分担、今後の進め方を検討する。

(7) イメージパース作成

北エリアの整備イメージを表現するパースを作成する。アイレベル 2 枚（A4 カラー）、鳥瞰 1 枚（A4 カラー）程度を想定する。

(8) 東横堀川北エリア整備計画案（仮称）のとりまとめ

(1) ～ (7) までの検討結果を東横堀川北エリア整備計画案（仮称）としてとりまとめる。

(9) 東横堀川水辺空間デザイン指針の策定

東横堀川北エリア整備計画案（仮称）との整合を整理したうえで、本市が過年度に作成した素案をもとにブラッシュアップを行う。

パブリックコメントの実施及び結果の整理に必要となる資料作成を行い、東横堀川水辺空間デザイン指針を策定する。

1. 4 本町橋～農人橋区間における遊歩道整備検討

(1) 工事の進捗に応じた資料作成

本町橋～農人橋区間の工事の円滑な実施に向けて、沿川住民との合意形成、デ

ザイン監修に必要となる資料を作成する。現在の設計成果をもとにした資料作成とし、新たな条件の追加、変更に対する検討については、設計変更の対象とする。

(2) サインの実施設計

1. 3の検討結果をもとに、本町橋～農人橋区間の遊歩道に整備するサインの実施設計を行う。

1. 5 社会実験の企画検討・実施

過年度の調査や社会実験の結果により把握した沿川の住民・企業等などの地域の水辺利活用ニーズ等を踏まえ、これからの水辺整備の機運醸成、今後の整備・利活用の課題検証に向けた短期社会実験、長期社会実験を実施する。なお、社会実験の対象エリアは、業務範囲（主に北エリア）とする。

(1) 短期社会実験における検証計画と企画の検討

目的・企画内容・周知方法・安全対策等について、次の前提条件を考慮して企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。また、短期社会実験は以下の前提条件のエリア、内容、時期での実施を想定しており、令和9年秋は1回あたりの会期を1週間程度（実稼働日）として実施する。

令和9年春は、意見交換会を中心とした2日間程度（実稼働日）の軽微な社会実験とする。

監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

[前提条件]

- A) 短期社会実験については、令和9年5月（春）、令和9年10月（秋）を目安に必要な時期を設定し実施すること。
- B) 護岸改修後の水辺での公民連携による利活用を意識した提案を行うこと。
- C) ゾーン計画に基づき、水上活用が想定されるエリアにおいて、水上活用や陸と水上をつなぐ社会実験を実施する。
- D) プログラム開催に当たって、沿川事業者との連携を図ること。また沿川住民が参加しやすいプログラムとするよう工夫すること。

(2) 短期社会実験における事前準備・調整

実施に向けた各種管理者等への協議・申請・届出や広報、仮設等の準備・調整、沿川住民や利用者等に対する周知等を事前に行うこと。また、これらに必要な資料を作成すること。なお、社会実験実施に必要となる動力・電源・資機材等の準備・イベント保険への加入は、受注者にて行うこと。また、1回あたりに想定する準備・設置物内容は以下を想定しているが、変更が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

[想定する準備・設置物等（令和9年秋の1回あたり）]

—共通—

A) 広報用チラシ：約 3,000 部

B) 運営スタッフ（平日）：2 人程度

C) 運営スタッフ（休日）：6 人程度

—陸上を利用したプログラム—

D) 実施範囲の除草・清掃：30 m²程度

E) 滞在空間（デッキ、人工芝等）：40 m²程度

F) テーブル・イス：5 セット程度

G) 会場案内サイン：5 か所程度

H) 照明（安全対策用）：5 基程度（延長コード約 50m含む）

—水上を利用したプログラム—

I) 仮階段：1 か所（約 20 m²・高低差 3 m程度）

J) 水上フロート：（30 m²程度、係留船固定用アンカー・ロープ・ステップ（フロート上の高さ調節用）含む）

K) 仮階段・水上フロート運搬：搬入用トラック、曳航船等

（3）短期社会実験の運営

実施に必要な現場設営を行うとともに、実施期間中の運営・維持管理、終了後の撤収作業を行うこと。また、実施期間中の安全管理を徹底するとともに、周辺交通や歩行者誘導を考慮し、必要に応じた対策（注意喚起看板や仮設照明の設置、警備員・交通誘導員の配置等）を行うこと。加えて、終了後の撤収作業においては周辺環境に配慮し、清掃等を行うこと。

（4）長期社会実験の企画運営

現状閉鎖されているアクセス階段の長期間の開放や、沿川建物による遊歩道へのテーブル・イスの長期間の設置等を行い、その効果や安全性・維持管理性等の検証を行う。

なお、主に沿川住民の要望を常時受け付ける窓口機能と整備事業等の情報発信を兼ねた拠点運営を行うことによるプログラム実施支援型の社会実験とすること。実施期間について約 6 カ月間を想定している。

目的・企画内容・周知方法・安全対策等について企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。実施に向けた各種管理者等への協議・申請・届出や広報、仮設等の準備・調整、沿川住民や利用者等に対する周知等を事前に行うこと。

（5）結果とりまとめ

検証結果を取りまとめるとともに、対外的に説明する結果紹介資料を作成すること。

1. 6 公民連携プラットフォームでの資料作成①

東横堀川の水辺空間づくりに関して公民の議論の場である東横堀川水辺プラットフォームに参加し、協議・調整を行いながら公民連携して業務を進めること。また、東横堀川水辺プラットフォーム主催の全体会議、企画テーブル、専門テーブル及び地域テーブルに必要となる資料を作成すること。

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

(1) 全体会議

東横堀川水辺プラットフォームの構成員全員が集まって、東横堀川未来ビジョンの進捗を評価しながら、展開方針や中期ロードマップについて対話する。開催回数は、2回（令和9年度に2回）を想定している。

(2) 企画テーブル

取り組み主体が、情報共有しながら連携して施策の企画立案及び調整を行う。開催回数は、12回（令和9年度に12回）を想定している。

(3) 専門テーブル

取り組み主体が、整備計画やローカルルール、サイン計画、施策等に対する関連分野の有識者より助言を受ける。開催回数は、12回（令和9年度に12回）を想定している。

(4) 地域テーブル

取り組み主体と地域の関係者が、具体的な課題やアイデアについて対話する。開催回数は、4回（令和9年度に4回）を想定している。

1. 7 公民連携プラットフォームでの資料作成②

機運醸成を高め関心層の増加を目的とし、東横堀川及びその整備事業について認知度を向上させるために水辺整備事業の発信施策の検討・実施を行う。

(1) 事業広報の発信計画の検討

東横堀川水辺プラットフォームと連携して、東横堀川の水辺整備事業の発信内容、ターゲット、発信媒体等の発信計画を検討する。

(2) ホームページの運営に関する検討

東横堀川水辺プラットフォームとして、東横堀川の水辺整備事業を紹介するホームページの運営に関する検討を行う。

(3) SNSの運用に関する検討

東横堀川水辺プラットフォームのSNSの運営に関する検討を行う。

(4) 事業広報誌の作成・配布

概ね3カ月に4回の頻度（令和9年度に4回を想定）で、東横堀川の整備工事

の進捗、社会実験の結果等に関する広報誌を作成・印刷し、沿川地域に配布する。配布部数は各回 500 部とする。

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

1. 8 公民連携プラットフォームでの資料作成③

関係者や関心者が集まって東横堀川取組状況の発信と将来の展望について共に考え、共有するための東横堀川オープンフォーラムを開催するにあたり、企画資料の作成を行う。

(1) 海外調査

東横堀川の将来の展望の参考となる海外都市の調査を行うための各種資料作成を行う。

[調査の条件並びに計画・準備]

- A) 渡航日数 5 日間
- B) 行先は欧州または北米の想定
- C) 事例分析、海外調査企画検討
- D) 海外調査事前資料の翻訳
- E) 通訳者の手配
- F) 訪問先との事前会議の開催支援
- G) 海外渡航関係資料作成（渡航工程、現地視察情報、訪問先情報等）
- H) 現地視察結果のとりまとめ（視察時資料、現地写真、記録メモ等）

(2) 東横堀川オープンフォーラムの企画検討、関係者調整、広報等

海外都市も含め、調査を行った都市の有識者等を招聘することを考慮し、東横堀川オープンフォーラムの企画検討、資料作成、関係者との調整、広報等を行う。実施回数は 1 回とする。

広報チラシの配布部数は 500 部を想定している。

(3) 結果とりまとめ

海外先進事例調査及び東横堀川オープンフォーラムの結果について、とりまとめる。また、東横堀川オープンフォーラムの結果を対外的に発信するためのパンフレット作成を行う。

パンフレットの作成部数は 500 部を想定している。

1. 9 東横堀川水辺プラットフォームノース部会（仮称）の組成及び活動支援

既存組織である e-よこ会、船場げんきの会、令和 8 年度に組成予定の沿川地権者及びテナントによる運営チーム、活動に参画する NPO などの有志人材により、北エリアの将来の運営を担う組織（担い手）のイメージ（ノース部会）を共有し、その部会の組

成、活動を支援する。

令和9年度にとりまとめる北エリア整備計画案（仮称）のとりまとめにも参画することを想定し、それに向けた社会実験の検証、プランへの反映、維持管理や活用の主体のあり方などを議論するとともに人材発掘やワークショップを行う。

（１）全体人材・組織ヒアリング

- A) 既存組織の調査、ヒアリング、参画意向の確認
- B) 沿川地権者・テナントの意向確認
- C) 水辺、文化、アート、生態系など NPO の調査、ヒアリング、参画意向の確認
- D) 水上活用、舟運事業者の意向確認
- E) 周辺企業

（２）ノース未来ワークショップの開催支援

- A) 有志メンバーによる相互交流、アイデア出し
- B) 令和9年度に6回程度の開催を想定

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

1. 10 関係機関協議・各種資料作成

本市内部における協議、関係者協議、ヒアリング等に必要な資料を作成する。協議回数は12回（令和9年度12回）を想定し、変更があった場合は設計変更の対象とする。

1. 11 設計協議

設計協議は、業務着手時のほか、中間打合せ12回（令和9年度に12回）とする。中間打合せについて受注者側の理由により、12回を超える可能性がある場合は監督職員との協議のうえ、実施できるものとする。ただし、この場合の設計変更は行わないものとする。

なお、監督職員が指示する場合は現場での立会を行うものとする。

また、協議内容については打合せ毎に議事録を作成し、作成後は速やかに提出すること。さらに、Eメール等を使用した場合も必要に応じて議事録を作成する（書式は業務打合せ書を使用すること）。

1. 12 報告書作成

（１）報告書作成①

業務委託共通仕様書に基づき、業務成果概要書等の作成時には目次を作成し、インデックスを使用する等、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。

報告書の取りまとめは、設計項目ごとに従ってまとめること。

検討、調査等に使用した文献や参考資料等は、出典を明記すること。

報告書全体の内容を要約し、別途ダイジェスト版として取りまとめるものとする。

(2) 報告書作成②

(1) 報告書作成①とは、別に次のとおり取りまとめるものとする。

- ・東横堀川水辺空間デザイン指針
- ・令和9年春と令和9年秋の社会実験に関する報告書
- ・令和9年度に実施した東横堀川水辺プラットフォーム関係の会議等（全体会議や各テーブルなど）に関する報告書
- ・東横堀川水辺空間デザイン指針については、10 ページ程度の論文

2. 第2号業務 調査検討業務②

2. 1 北エリア（葭屋橋～農人橋区間）における整備計画の策定

1. 3（8）にてとりまとめた東横堀川北エリア整備計画案（仮称）について、パブリックコメントの実施及び結果の整理に必要な資料作成を行い、東横堀川北エリア整備計画（仮称）を策定する。

2. 2 社会実験の企画検討・実施

過年度の調査や社会実験の結果により把握した沿川の住民・企業等などの地域の水辺利活用ニーズ等を踏まえ、これからの水辺整備の機運醸成、今後の整備・利活用の課題検証に向けた短期社会実験、長期社会実験を実施する。なお、社会実験の対象エリアは、業務範囲（主に北エリア）とする。

（1）短期社会実験における検証計画と企画の検討

目的・企画内容・周知方法・安全対策等について、次の前提条件を考慮して企画・提案し、監督職員と協議のうえ、承諾を得ること。また、短期社会実験は以下の前提条件のエリア、内容、時期での実施を想定しており、令和10年春は1回あたりの会期を1週間程度（実稼働日）として実施する。

監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

[前提条件]

- A) 短期社会実験については、令和10年5月（春）を目安に必要な時期を設定し実施すること。
- B) 護岸改修後の水辺での公民連携による利活用を意識した提案を行うこと。
- C) ゾーン計画に基づき、水上活用が想定されるエリアにおいて、水上活用や陸と水上をつなぐ社会実験を実施する。
- D) プログラム開催に当たって、沿川事業者との連携を図ること。また沿川住民が参加しやすいプログラムとするよう工夫すること。

（2）短期社会実験における事前準備・調整

実施に向けた各種管理者等への協議・申請・届出や広報、仮設等の準備・調整、沿川住民や利用者等に対する周知等を事前に行うこと。また、これらに必要な資料を作成すること。なお、社会実験実施に必要な動力・電源・資機材等の準備・イベント保険への加入は、受注者にて行うこと。また、1回あたりに想定する準備・設置物内容は以下を想定しているが、変更が生じた場合は監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

[想定する準備・設置物等（令和10年春の1回あたり）]

—共通—

- A) 広報用チラシ：約3,000部

B) 運営スタッフ（平日）：2 人程度

C) 運営スタッフ（休日）：6 人程度

ー陸上を利用したプログラムー

D) 実施範囲の除草・清掃：30 m²程度

E) 滞在空間（デッキ、人工芝等）：40 m²程度

F) テーブル・イス：5 セット程度

G) 会場案内サイン：5 か所程度

H) 照明（安全対策用）：5 基程度（延長コード約 50m含む）

ー水上を利用したプログラムー

I) 仮階段：1 か所（約 20 m²・高低差 3 m程度）

J) 水上フロート：（30 m²程度、係留船固定用アンカー・ロープ・ステップ（フロート上の高さ調節用）含む）

K) 仮階段・水上フロート運搬：搬入用トラック、曳航船等

（3）短期社会実験の運営

実施に必要な現場設営を行うとともに、実施期間中の運営・維持管理、終了後の撤収作業を行うこと。また、実施期間中の安全管理を徹底するとともに、周辺交通や歩行者誘導を考慮し、必要に応じた対策（注意喚起看板や仮設照明の設置、警備員・交通誘導員の配置等）を行うこと。加えて、終了後の撤収作業においては周辺環境に配慮し、清掃等を行うこと。

（4）結果とりまとめ

検証結果を取りまとめるとともに、対外的に説明する結果紹介資料を作成すること。

2. 3 公民連携プラットフォームでの資料作成①

東横堀川の水辺空間づくりに関して公民の議論の場である東横堀川水辺プラットフォームに参加し、協議・調整を行いながら公民連携して業務を進めること。また、東横堀川水辺プラットフォーム主催の全体会議、企画テーブル、専門テーブル及び地域テーブルに必要となる資料を作成すること。

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

（1）全体会議

東横堀川水辺プラットフォームの構成員全員が集まって、東横堀川未来ビジョンの進捗を評価しながら、展開方針や中期ロードマップについて対話する。開催回数は、1 回（令和 10 年度に 1 回）を想定している。

（2）企画テーブル

取り組み主体が、情報共有しながら連携して施策の企画立案及び調整を行う。

開催回数は、3 回（令和 10 年度に 3 回）を想定している。

（3）専門テーブル

取り組み主体が、整備計画やローカルルール、サイン計画、施策等に対する関連分野の有識者より助言を受ける。開催回数は、3 回（令和 10 年度に 3 回）を想定している。

（4）地域テーブル

取り組み主体と地域の関係者が、具体的な課題やアイデアについて対話する。開催回数は 2 回（令和 10 年度に 2 回）を想定している。

2. 4 公民連携プラットフォームでの資料作成②

機運醸成を高め関心層の増加を目的とし、東横堀川及びその整備事業について認知度を向上させるために水辺整備事業の発信施策として事業広報誌の作成・配布を行う。

概ね 3 カ月に 1 回の頻度（令和 10 年度に 1 回を想定）で、東横堀川の整備工事の進捗、社会実験の結果等に関する広報誌を作成・印刷し、沿川地域に配布する。配布部数は各回 500 部とする。

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

2. 5 東横堀川水辺プラットフォームノース部会（仮称）の組成及び活動支援

既存組織である e-よこ会、船場げんきの会、令和 8 年度に組成予定の沿川地権者及びテナントによる運営チーム、活動に参画する NPO などの有志人材により、北エリアの将来の運営を担う組織（担い手）のイメージ（ノース部会）を共有し、その部会の組成、活動を支援する。

令和 10 年度の準備会設立を目指すものとして、ノース未来ワークショップの開催支援を行う。

A) 有志メンバーによる相互交流、アイデア出し

B) 令和 10 年度に 2 回程度開催を想定

なお、監督職員と協議の結果、実施回数に変更が生じた場合には、設計変更の対象とする。

2. 6 関係機関協議・各種資料作成

本市内部における協議、関係者協議、ヒアリング等が必要となる資料を作成する。協議回数は 3 回（令和 10 年度 3 回）を想定し、変更があった場合は設計変更の対象とする。

2. 7 設計協議

設計協議は、成果品納入時のほか、中間打合せ 3 回（令和 10 年度に 12 回）とする。中間打合せについて受注者側の理由により、3 回を超える可能性がある場合は監督職員との協議のうえ、実施できるものとする。ただし、この場合の設計変更は行わないものとする。

なお、監督職員が指示する場合は現場での立会を行うものとする。

また、協議内容については打合せ毎に議事録を作成し、作成後は速やかに提出すること。さらに、Eメール等を使用した場合も必要に応じて議事録を作成する（書式は業務打合せ書を使用すること）。

2. 8 報告書作成

（1）報告書作成①

業務委託共通仕様書に基づき、業務成果概要書等の作成時には目次を作成し、インデックスを使用する等、判別が容易となるよう取りまとめるものとする。

報告書の取りまとめは、設計項目ごとに従ってまとめること。

検討、調査等に使用した文献や参考資料等は、出典を明記すること。

報告書全体の内容を要約し、別途ダイジェスト版として取りまとめるものとする。

（2）報告書作成②

（1）報告書作成①とは、別に次のとおり取りまとめるものとする。

- ・東横堀川北エリア整備計画（仮称）
- ・令和 10 年春の社会実験に関する報告書
- ・令和 10 年度に実施した東横堀川水辺プラットフォーム関係の会議等（全体会議や各テーブルなど）に関する報告書
- ・本業務にて検討した内容をパワーポイントにてスライド 100 枚程度
- ・東横堀川北エリア整備計画（仮称）については、10 ページ程度の論文
なお、東横堀川北エリア整備計画（仮称）の論文については、日本語と英語の 2 パターンを作成すること
- ・本業務において検討のために作成した図面を検討図集としてとりまとめること。

3. その他

- (1) 履行期限については、以下のとおりとする。

第1号業務：令和10年3月31日

第2号業務：令和10年9月29日

なお、上記、履行期限までに各業務の成果品を提出することとする。

- (2) 監督職員が指示した事項については、指定した期間内に成果としてまとめ、報告をすること。他の業務等の理由での業務遅延は認めない。
- (3) 第1号業務については令和10年3月31日、第2号業務については令和10年9月29日までに履行確認のための検査を行うこととする。また、第1号業務については、契約書第43条に基づく「指定部分」とするため、令和10年3月31日までに業務を完了し、委託成果物を発注者に引渡さなければならない。「指定部分」については、「部分引渡しに係る業務委託料」として支払いを行うこととする。ただし、業務内容に変更があった場合はその限りではない。詳細については、監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 上記項目やその他の内容について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。

特記仕様書（４）

（条例の遵守）【条例 5 条関係】

第 1 条 受注者及び受注者の役職員は、令和 8 年度 東横堀川外 1 公民連携による水辺空間利用推進調査検討業務委託（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【条例 6 条 2 項・条例 12 条 2 項関係】

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（建設局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【条例 7 条 2 項関係】

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【条例 17 条 4 項関係】

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【条例 21 条関係】

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

特記仕様書（５）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- ・ 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- ・ 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- ・ 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- ・ 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- ・ インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- ・ 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- ・ 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- ・ 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- ・ 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- ・ 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- ・ 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- ・ 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- ・ 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- ・ 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。